

議案第13号

上尾市社会教育指導員設置規則及び上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則の制定について

上尾市社会教育指導員設置規則及び上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月30日提出

上尾市教育委員会教育長 岡野 栄二

上尾市社会教育指導員設置規則及び上尾市公民館運営審議会規則の一部を改正する規則

(上尾市社会教育指導員設置規則の一部改正)

第1条 上尾市社会教育指導員設置規則(昭和49年上尾市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第7条中「又は公民館長(次条第1項において「課長等」という。)」を削る。

第8条第1項中「課長等」を「教育総務部生涯学習課長」に改める。

(上尾市公民館運営審議会規則の一部改正)

第2条 上尾市公民館運営審議会規則(昭和60年上尾市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中「上尾市立公民館長(以下「館長」という。)の諮問に応じ」を「社会教育法(昭和24年法律第207号)第29条第2項の規定により」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

上尾市立公民館の館長の職を変更することに伴い所要の改正を行うため、この案を提出する。